

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	学校法人 大同学園
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	愛知県名古屋市南区滝春町10番地3
工場等の名称	大同大学 滝春校舎
工場等の所在地	愛知県名古屋市南区滝春町10番地3
業種	教育、学習支援業
業務部門における 建築物の主たる用途	学校
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	高等教育機関
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年6月6日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 学校法人 大同学園 総務部 総務室
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-612-1551		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

エネルギー管理方針

本学のエネルギー企画推進者は、学内の業務ならびに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定める。

- ・業務の性質および規模に対して適切であること。
- ・継続的改善およびキャンパス環境の維持改善に関する配慮がなされていないこと。
- ・関連する法規制および学園の方針に則していること。

地球環境保全の重要性を再認識し、持続的発展が可能な社会に貢献する。

- ・エネルギー使用の合理化を図る
- ・空調温度の適正な運用・管理を行う
- ・廃棄物の排出抑制と資源化の促進を行う

(2) 地球温暖化対策の推進体制

別紙参照

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,898	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,898	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1,898	t-CO ₂	1,879	t-CO ₂	1.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

年 1 %以上の削減

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギーの実践 (エアコン)	・エアコンの温度設定の遵守 冷房温度：26℃～28℃、暖房温度：20℃ ・クールビズの推奨 ・夜間空調機停止(申請研究室・実験室等は除外) ・空調機の更新で効率のよい機器に更新	実施する
省エネルギーの実践 (照明)	・照明等を省エネタイプ(LED等)に適宜交換 ・不在時の消灯	実施する
省エネルギーの実践 (OA機器)	・不在時の電源OFF	実施する
廃棄物の排出抑制 (用紙類)	・両面印刷の推奨及びペーパーレス化の推進 ・古紙、ビン、缶、ペットボトルの資源化促進	実施する

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

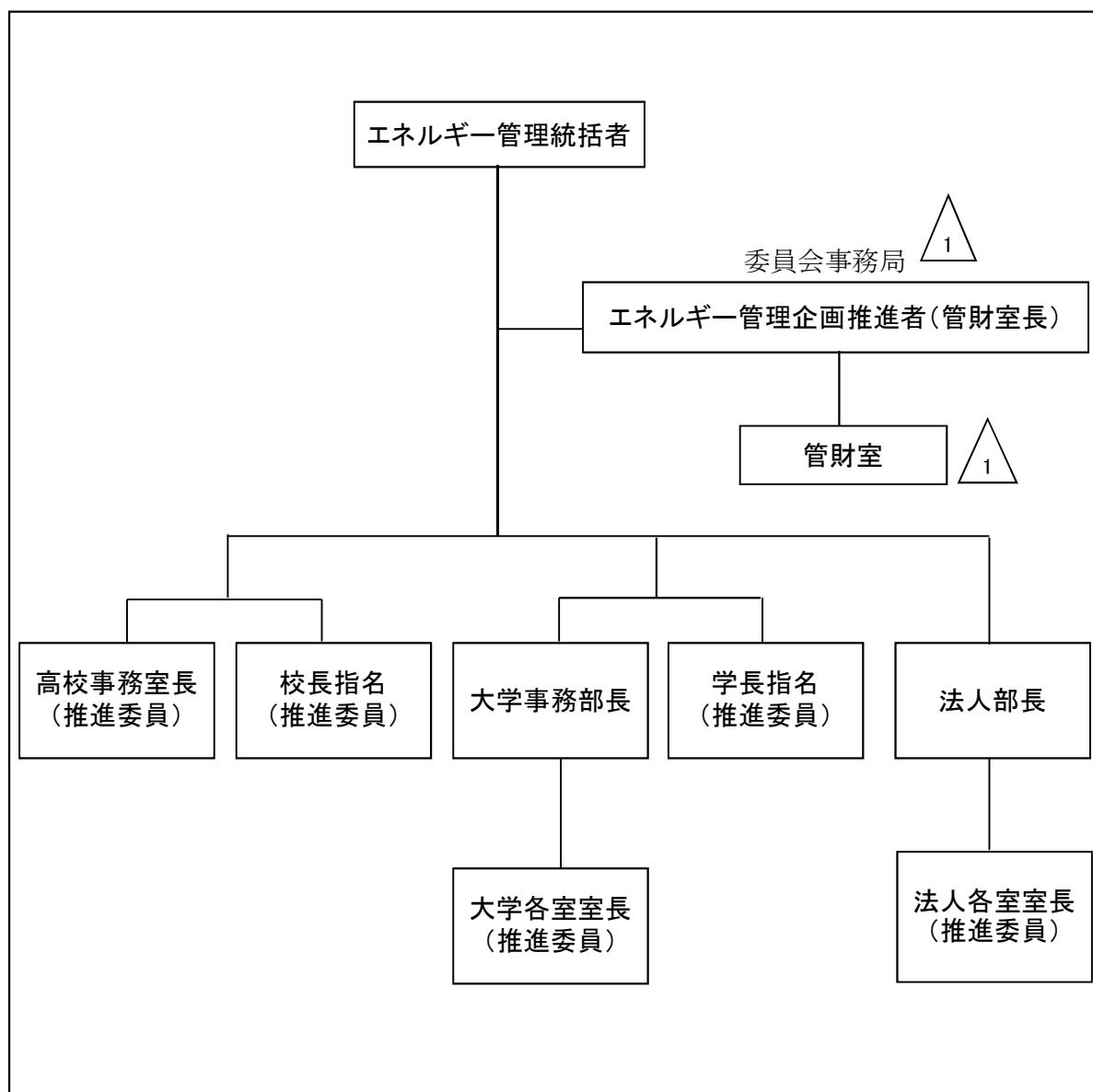
--

(2) 地球温暖化対策の推進体制

エネルギー管理体制

エネルギー管理委員会

省エネルギー活動を効果的に実施するために、「省エネルギー推進委員会」を設置する。



(1) 委員長は、エネルギー管理総括者(常務理事)とし議長を担う。

(2) 委員は、エネルギー推進委員(各部学科のエネルギー責任者を含む)とし、委員長がこれを指名する。



(3) 事務局は、管財室に置く。

(4) 委員会の開催は必要と委員長が認めるときに、委員長がこれを召集する。

(5) 委員会の役割

- ・省エネルギーに関する啓蒙活動の検討。
- ・省エネルギーの目標、活動計画に特段の変化が生じた場合の認識と周知。
- ・その他、省エネルギーに関する事項、および教育活動に関する検討。

(6) 事務局の役割

・省エネルギー目標の策定と活動計画の策定、および月別のエネルギー実績と対比に関する資料作成。

- ・省エネルギーに関する設備の改廃計画および予算案の作成。
- ・省エネルギーに関する費用、および予算の管理。
- ・省エネルギー推進委員会の開催、および記録の維持。
- ・省エネルギーに関する啓蒙活動の立案。

(7) エネルギー管理部署の役割(管材室)

I. 省エネ法に従って、

- ・エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持。
- ・エネルギーの使用量および使用状況の記録。
- ・エネルギーを消費する設備に関する記録。
- ・エネルギーの使用の合理化に関する設備の設置および改廃状況の記録。

II. エネルギーの使用の合理化に関する方策の策定および委員会への意見具申。

III. エネルギー管理標準の制定・改廃に関する立案。

(8) 各部学科のエネルギー推進委員の役割

- ・部科内の省エネルギー活動の推進。
- ・省エネルギー推進委員会への参画。